各介護サービス事業所 管理者様

もとす広域連合 介護保険課 介 護 保 険 課 長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について(通知)

平素は、もとす広域連合の介護保険事業に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につき、現在、岐阜県内でも新型コロナウィルスの感染者が確認され、 各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところです が、今後も感染の蔓延が懸念されているところです。

そこで、各サービス事業所において想定される、新型コロナウイルス感染症への 対応による運営上の留意点について下記のとおり整理いたしました。

つきましては、内容をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。なお、 本取扱いの期間は、本日から当面の間とします。本取扱いを終了する際は、あらた めてお知らせいたします。

新型コロナウイルスについては日々状況が変化しているため、最新の情報については随時ご確認いただき対応いただくよう併せてお願いいたします。

もとす広域連合が市町に委託する事業にあっては、事業の目的、規模、地域の実情及び新型コロナウィルスの感染拡大の状況を勘案し、不特定多数の住民が参加する下記の事業については、3月末まで開催を中止する措置を図られたい。

また、下記に該当しない事業にあっても、国、県、市町の新型コロナウィルス感染症にかかる対応方針及び社会情勢などを勘案し、自粛が望ましいと判断される事業にあっても同様とする。

ただし、利用者のために特に必要性が高く、継続的に開催が望まれると判断される事業であり、感染対策に十分配慮された事業については除く。

記

【居宅介護支援事業所等計画作成業務を行う事業所】

●サービス担当者会議

感染の蔓延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAXでの照会等により意見を求めることができるものとします。この場合にも緊密に相互の情報交換を行い、担当者等と連携した内容については支援経過等の記録に残してください。なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手指消毒、マスク着用を呼び掛けるなど、感染防止に十分配慮してください。

●モニタリング

利用者や利用者家族が新型コロナウイルスに対して慎重な考えで訪問することを拒まれる場合等については、「特段の事情」に該当するものとして、電話等による状況確認等で対応してもよいこととします。なお、この場合も他のサービス事業所との連携による実施状況の把握や本人や家族から聞き取った内容については支援経過等の記録に残してください。

●サービス内容を変更する際の一連のケアマネジメント

サービス内容を急遽変更する必要が生じたときは、「緊急的なサービス利用等やむを得ない場合」に該当することとして、アセスメントやサービス担当者会議の開催等をサービスの利用開始前に必ずしも行わなくてもよいものとします。ただし、その場合にあっても、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅介護サービスを見直すなど、適切に対応してください。なお、緊急的なサービス利用のため、一連のケアマネジメント業務が適切に行えなかった経緯等については支援経過等の記録に残してください。

新型コロナウイルスに対応する期間のみ居宅サービス計画を変更する場合の長期目標及び短期目標の期間の終了時期については、「狩猟時期が特定できない場合」に該当し開始時期のみ記載する取扱いで差し支えありません。

【通所介護系サービス事業所】

●サービス提供を断る場合

介護保険最新情報Vol. 769において、「社会福祉施設等の送迎にあたっては、送迎者に乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする」とされているところですが、発熱(37,5℃以上)が認められない場合であっても、利用者の日頃の平熱と比較し体温が高い場合や利用者の咳が続いている場合等については、体調を考慮し利用を控えていただくことも可能です。その場合はサービス事業所から居宅介護支援事業所等に情報提供を行い、居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討してください。なお、サービス事業所においては、岐阜保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者視点で必要な対応がとられるよう努めてください。

「地域密着型サービス事業所」

●運営推進会議及び医療連携推進会議

新型コロナウイルス感染予防の観点から会議を開催できない場合は、「①議事を各委員に送付し意見を求め集約する。」、「②運営推進会議等の開催を見送る又は、次回と併せて実施する」の取扱いを認めるものとします。本取扱いにより、開催を延期又は中止する場には出席予定者にのの旨連絡し、経過を記録するとともに、もとす広域連合にご連絡ください。ただし②の取扱いにおいて長期間開催延期が続く場合については、適宜①の取扱いにより意見の集約を行ってください。

なお、事業所の判断で開催することを妨げるものではありません。その際は出席者に手指消毒、マスク着用を呼び掛けるなど感染防止に十分配慮してください。

【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回·随時対応型訪問介護看護】

外部評価について、運営推進会議又は介護・医療推進会議での評価が義務付けられているサービスについては、各事業所の状況に応じて次回(次年度の第1回目)の運営推進会議において評価を受ける

【問い合わせ先】

₹501-0466

岐阜県本巣市下真桑1000番地

本巣市役所真正分庁舎内 もとす広域連合介護保険課(吉川、田淵)

TEL:058-320-2220

FAX:058-320-2265